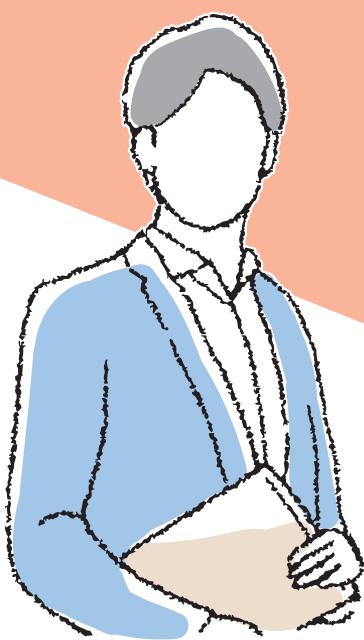


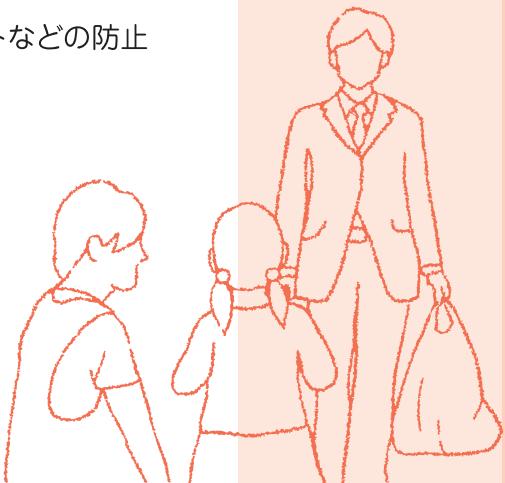


**ジェンダーバイアスを排除し、
多様な価値観を尊重する
持続可能性ある弁護士会
を目指して**



第三次基本計画とは

東京弁護士会は、2011年10月、男女共同参画基本計画（以下「第一次計画」という）を策定し、この成果と課題を踏まえ、2016年10月、第二次男女共同参画基本計画（以下「第二次計画」という）を策定しました。第二次計画では、「会の政策決定過程への女性会員の参加の推進」、「女性会員の業務における障害の解消と職域の拡大」、「会員がワーク・ライフ・バランスを実現するための支援」、「性別を理由とする差別的取扱い及びセクシャル・ハラスメントなどの防止と被害者救済制度の整備」及び「会員同士のネットワークや会館設備の充実による、女性会員の業務・キャリア形成のサポート」を重点課題として取組みました。一定の成果がみられる一方、継続して取組むべき課題や、新たな課題も生じています。そこで、今回、今後5年間（2022年度から2026年度）の取組みとして第三次男女共同参画基本計画が策定されました。その中から重点目標と個別目標等をご紹介します。



今後5年をめどとする重点目標

重点目標 I

会の政策決定過程への女性会員の参加を推進します！

- ① 女性法曹を増やし、当会における女性会員の割合の増加をめざす。
- ② 理事者（会長、副会長）に毎年2人以上女性会員が含まれるようにする。
- ③ 東弁輩出日弁連理事に毎年2名以上の女性会員が含まれるようにする。
- ④ 常議員に占める女性会員の割合を30%にすることをめざす。
- ⑤ すべての委員会の正副委員長のうち1人以上を女性会員とし、複数化をめざす。
- ⑥ すべての委員会で男女共同参画推進担当委員を1名以上選任する。
- ⑦ 委員会の委員の女性会員割合が30%程度となることをめざす。
- ⑧ 会務活動のスマート化（場所的拘束性の緩和等）を推進する。

女性副会長クオータ制導入に関するワーキンググループ（2020年度）による意見書の内容を踏まえて、行動計画としては、副会長の職務の負担軽減と合理化を徹底するなどの環境整備を進めます。

**重点目標
II**

会員の業務における性別及び性差による障害の解消と職域の拡大を進めます！

① 外部団体等に派遣及び推薦する会員に占める女性会員の割合が30%となることをめざす。

② ライフィベントによって弁護士としてのキャリアが分断されないように制度を整える。

③ 女性会員の業務拡大に向けた方策の検討を行ない、業務分野の開発をはかる。

数値目標を25%から30%に引き上げ、企業、中央省庁及び地方自治体等の組織で勤務する弁護士の割合が増加していることを踏まえた女性会員の職域拡大をはかることや、他士業との連携の機会の提供、多様な業務のロールモデルの紹介を通じた情報提供等に加えて、女性社外役員候補者名簿提供事業の更なる拡充を進めます。



**重点目標
III**

会員がワーク・ライフ・バランスを実現するための支援をします！

① 多様な働き方についての議論を活発化させ、会員のワークライフバランスの実現を支援する。

② 業務のスマート化（場所的拘束性の緩和等）を推進する。

③ 業務のスマート化推進のため、他機関への働きかけを行う。

④ 会員の子育て支援等に更に取り組む。

⑤ 会員の介護支援策を検討し、具体化することをめざす。

⑥ 既存の支援制度についての情報提供を拡充する。

弁護士会館内の業務環境整備やオンラインによる法律相談実現の条件整備の検討、市民のニーズや事件の特性に合致した家事事件のIT化の働きかけ、法テラス業務に関する働きかけ、会員に対する介護支援策なども検討します。



重点目標
IV

性別等を理由とする差別的取扱い 及びセクシュアル・ハラスメントなどの 防止に努めます！

① 修習期間中、採用時及び採用後の性別等を理由とする差別をなくす。

② 性別等を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメントを防止・救済するため、実効性ある体制を作る。

第二次基本計画の重点目標IVを維持しつつ、性的少数者に対する差別的取扱い等の防止も対象としています。「ワークライフバランスガイドライン」及び「弁護士採用適正化ガイドライン」の普及につとめ、会員向けのセクシュアル・ハラスメント等防止研修の拡充及びジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスに関する研修の実施などをめざします。性差別等やセクシュアル・ハラスメントの相談については、弁護士会を経由せずに、外部カウンセラーや弁護士相談員に直接相談することができる制度の周知につとめ隨時改善します。



重点目標
V

女性会員の業務・ キャリア形成のサポートをします！

① 女性会員の悩みや相談事の共有のため、女性会員のネットワーク作りをすすめる。

② ロールモデルの活躍事例の紹介やセミナー開催等を通じ、女性会員のキャリア形成を支援する。

③ 女性会員室を含む会館諸設備を、さらに利用しやすくする。

オンラインでのイベント開催や文章による多様な体験談の共有などを通じて女性会員相互のネットワークづくりの場の提供やロールモデルの提供等を実施していろいろな立場や経験を有する女性会員が交流できる場を広げるとともに、会員の意見を踏まえ、女性会員室等会館諸設備のさらなる改善に取り組み、結果についてその都度広報を行います。



ご質問やご意見はこちらにお寄せください。

東京弁護士会人権課 TEL:03-3581-2205/FAX:03-3581-0865

